

国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会の
会議の陪席について（案）

平成 20 年 10 月 22 日
国家公務員制度改革推進本部
労使関係制度検討委員会座長決定

- 1 座長は、委員会の調査審議に資するため、関係行政機関の職員の陪席を求めるものとする。
- 2 陪席する関係行政機関の職員は、座長の求めに応じ、会議において発言することができる。